

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成20年8月8日

【四半期会計期間】 第75期第1四半期(自平成20年4月1日至平成20年6月30日)

【会社名】 丸一鋼管株式会社

【英訳名】 Maruichi Steel Tube Ltd.

【代表者の役職氏名】 取締役社長 鈴木博之

【本店の所在の場所】 大阪市西区北堀江三丁目9番10号

【電話番号】 大阪(06)6531 1201

【事務連絡者氏名】 経理部長 河村康生

【最寄りの連絡場所】 東京都中央区京橋一丁目1番1号(八重洲ダイビル内)

【電話番号】 東京(03)3272 5331

【事務連絡者氏名】 取締役 三浜善嗣

【縦覧に供する場所】 株式会社 東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

株式会社 大阪証券取引所
(大阪市中央区北浜一丁目8番16号)

丸一鋼管株式会社 東京事務所
(東京都中央区京橋一丁目1番1号 八重洲ダイビル内)

丸一鋼管株式会社 名古屋事務所
(名古屋市熱田区千年一丁目2番4号)

(名古屋事務所は法定の縦覧場所ではありませんが、投資家の便宜を考慮して任意に縦覧に供する場所としたものです。)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

連結経営指標等

回次		第75期 第1四半期連結 累計(会計)期間	第74期
会計期間		自平成20年4月1日 至平成20年6月30日	自平成19年4月1日 至 平成20年3月31日
売上高	(百万円)	36,969	118,813
経常利益	(百万円)	8,532	22,012
四半期(当期)純利益	(百万円)	4,650	11,324
純資産額	(百万円)	237,747	229,221
総資産額	(百万円)	290,345	264,981
1株当たり純資産額	(円)	2,400.69	2,348.46
1株当たり四半期 (当期)純利益金額	(円)	52.01	125.11
潜在株式調整後 1株当たり四半期 (当期)純利益金額	(円)	52.00	125.08
自己資本比率	(%)	73.9	79.3
営業活動による キャッシュ・フロー	(百万円)	2,661	14,015
投資活動による キャッシュ・フロー	(百万円)	8,186	18,109
財務活動による キャッシュ・フロー	(百万円)	151	14,816
現金及び現金同等物の 四半期末(期末)残高	(百万円)	31,555	36,881
従業員数	(人)	1,648	1,014

- (注) 1. 売上高には、消費税等(消費税および地方消費税をいう。以下同じ)は含まれていません。
2. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2 【事業の内容】

当第1四半期連結会計期間において、当社グループ（当社及び当社の関係会社）における主要な関係会社の異動は、次のとおりです。

サン・スチール・ジョイント・ストック・カンパニーは、持分の追加取得により、前連結会計年度において持分法適用非連結子会社でありましたが、みなし取得日である当第1四半期連結会計期間より連結子会社となりました。また同社は、表面処理鋼板事業を中心に全ての事業を営んでおります。

当社100%出資の特別目的会社であるM K K・U S A・インク及び同社を通じて持分取得により子会社となったレビット・チューブ・カンパニーLLCは、当社と決算日が異なるため、みなし取得日である当第2四半期連結会計期間より連結対象子会社となります。なお、レビット・チューブ・カンパニーLLCの事業は、鋼管事業であり、M K K・U S A・インクは同社の持株会社であります。

3 【関係会社の状況】

当第1四半期連結会計期間において、以下の会社が新たに提出会社の関係会社となりました。

名称	住所	資本金 又は出資金 (百万円)	主要な事業 の内容	議決権の 所有割合 (%)	関係内容
(非連結子会社) M K K・U S A・イ ンク (注) 2 .	Delaware, U.S.A.	千US ^{ドル} 90,000	持株会社	100.0	役員の兼任有
レビット・チューブ ・カンパニーLLC	Chicago, Illinois, U.S.A.	千US ^{ドル} 5,225	鋼管製造業	60.0 (60.0)	

- (注) 1 . 議決権所有割合の()内は、間接所有割合で内数であります。
2 . 特定子会社に該当しております。

4 【従業員の状況】

(1) 連結会社における状況

平成20年6月30日現在

従業員数(人)	1,648
---------	-------

- (注) 1 . 従業員数は、就業人員であります。
2 . 臨時従業員数は従業員数の100分の10未満であり、記載を省略しております。
3 . 従業員数が当第1四半期連結会計期間において634名増加したのは、主としてサン・スチール・ジョイント・ストック・カンパニーが、持分法適用非連結子会社から連結子会社となったことによるものであります。

(2) 提出会社の状況

平成20年6月30日現在

従業員数(人)	675
---------	-----

- (注) 1 . 従業員数は就業人員であります。
2 . 臨時従業員数は従業員数の100分の10未満であり、記載を省略しております。

第2 【事業の状況】

1 【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当第1四半期連結会計期間における生産実績を事業の種類別セグメントごとに示すと、次のとおりであります。

事業の種類別セグメントの名称	当第1四半期連結会計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年6月30日)
鋼管事業 (百万円)	29,125
表面処理鋼板事業 (百万円)	5,115
その他 (百万円)	1,216
合計 (百万円)	35,457

(注) 1. 金額は、販売価格によっております。
2. 上記の金額は消費税等を含んでいません。

(2) 受注状況

当社グループ(当社及び連結子会社)見込み生産を行っているため、該当事項はありません。

(3) 販売実績

当第1四半期連結会計期間における販売実績を事業の種類別セグメントごとに示すと、次のとおりであります。

事業の種類別セグメントの名称	当第1四半期連結会計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年6月30日)
鋼管事業 (百万円)	30,718
表面処理鋼板事業 (百万円)	4,896
その他 (百万円)	1,354
合計 (百万円)	36,969

(注) 1. 上記金額は消費税等を含んでいません。
2. 主な相手先別の販売実績及び総販売実績に対する割合は、次のとおりであります。

相手先	当第1四半期連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至平成20年6月30日)	
	販売高(百万円)	割合(%)
(株)メタルワン	5,269	14.3

3. 上記金額は消費税等を含んでいません。

2 【経営上の重要な契約等】

当第1四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

3 【財政状態及び経営成績の分析】

文中の将来に関する事項は、本四半期報告書提出日現在において当社グループ(当社及び連結子会社)が判断したものであります。

(1) 業績の状況

当第1四半期連結会計期間におけるわが国経済は、原材料価格の高騰を背景に企業の収益環境が悪化し、景気が減速方向にあり、米国経済についても、原油高騰やサブプライム問題などによる企業収益の悪化、設備投資の減少、個人消費の低迷など、景気の停滞感の強い状況が続いております。

国内鉄鋼業界におきましては、4 - 6月の粗鋼生産は3,106万トン(前年同期比3.9%増)で、鋼材需要は建築向けが低調であったものの、自動車など製造業や輸出向けを中心に好調に推移しておりますが、鉄鉱石・石炭等原材料価格の高騰から、鋼材価格は大幅に上昇しております。この影響により、当社グループの主要材料であるコイル価格も上昇し、また数量面でも、特に韓国、台湾の高炉メーカーのコイルの供給事情が逼迫していることから、仕入数量減になってきております。一方コストに関しては、原材料であるコイル価格の大幅な上昇に加え、副資材や輸送費・燃料費の負担増を転嫁するため、当社製品価格の大幅な値上げを4月より実施しました。尚、国内の第1四半期のコイル価格の上昇分は自動車向け以外は概ね製品価格に転嫁出来ており、増益部分はコスト削減に加え、その大半はコイル及び製品からの在庫益によるものです。

海外におきましては、従来よりの連結子会社の米国マルイチ・アメリカン・コーポレーションに加え、今期第1四半期よりベトナム国のサン・スチール・ジョイント・ストック・カンパニーも連結子会社となりました。また需要地立地方針により、米国中西部をカバーするレビット・チュ・ブ・カンパニーLLCの持分60%を5月1日に取得し、同社も同様に今期から連結子会社となりましたが、出資日との関係で連結財務諸表への反映は、第2四半期からとなります。海外子会社の業績は、上記3社とも概ね好調に推移しております。特に米国子会社2社は、鋼材値上げ幅は日本の約2倍と更に大幅なものですが、店売り中心の販売であり、今迄のところ価格転嫁は100%達成しており、在庫益も併せ、当初予想を大幅に上回る収益改善が出来ております。

今後の見通しですが、原材料であるコイル価格の上昇による7月からの製品の値上げの浸透状況、高騰した鉄鋼製品の需要動向、原油価格高騰による自動車販売への影響、中進国での急激に上昇するインフレ対策と経済成長の鈍化等に、今期の見通しは大きく影響を受けるものと予想されますが、今期は当初目標の連結売上高1,500億円、同経常利益240億円を目標とする中期経営方針の最終年度でもあり、丸一鋼管グループ丸一となって、連結目標の達成に努めてまいります。

このような中、当第1四半期連結会計期間における業績は、売上高369億6千9百万円、営業利益74億8千9百万円、経常利益85億3千2百万円、四半期純利益46億5千万円となりました。

尚、対米ドル換算レートは1米ドル105円29銭であります。

事業の種類別セグメントの業績を示すと、次のとおりであります。

鋼管事業

連結売上高は、307億1千8百万円、営業利益は72億1千4百万円となりました。

表面処理鋼板事業

連結売上高は、48億9千6百万円、営業利益は2億7千2百万円となりました。

その他

連結売上高は、13億5千4百万円、営業利益は1億3千9百万円となりました。

所在地別セグメントの業績を示すと、次のとおりであります。

日本

連結売上高は、305億4千4百万円、営業利益は69億3千4百万円となりました。

北米

連結売上高は、23億3百万円、営業利益は2億8千8百万円となりました。

アジア

連結売上高は、41億5千2百万円、営業利益は2億6千6百万円となりました。

(2) キャッシュ・フローの状況

当第1四半期連結会計期間における現金及び現金同等物（以下「資金」という）は、前連結会計年度末より53億2千5百万円減少し、315億5千5百万円となりました。

これは下記に記載いたします各キャッシュ・フローの状況により、資金が63億8千3百万円減少しておりますが、これらの内容以外にサン・スチール・ジョイント・ストック・カンパニーの新規連結に伴い、資金が10億5千7百万円増加したことによります。

なお、当第1四半期連結会計期間における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は、次のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動によって増加した資金は26億6千1百万円となりました。主な内容は税金等調整前四半期純利益83億5千2百万円、減価償却費などによる収入に対して、たな卸資産の増加30億5千3百万円や法人税等の支払額32億8千1百万円などの支出によるものです。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動によって減少した資金は、81億8千6百万円となりました。主な内容は、有価証券及び投資有価証券の売却収入31億1千万円などの収入に対して、新たにレビット・チュ - プ・カンパニーの持分取得のためにM K K・U S A・インクを新たに設立したことによる支出95億2千2百万円、有形固定資産の取得による支出9億7千8百万円などであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動によって減少した資金は1億5千1百万円となりました。主な内容は、短期借入金の借入による収入26億9千3百万円などに対して、配当金26億8百万円支払ったことによるものであります。

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第1四半期連結会計期間において、当連結会社の事業上及び財務上の対処すべき課題に重要な変更及び新たに生じた課題はありません。

なお、当社は財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めており、その内容等(会社法施行規則第127条各号に掲げる事項)は次のとおりであります。

当社株式に対する大規模買付行為への対応方針(買収防衛策)について

当社は、平成17年6月7日開催の取締役会において、特定株主グループ(注1)の議決権割合(注2)を20%以上とすることを目的とする当社株券の買付行為、または結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社株券等(注3)の買付行為(いずれについてもあらかじめ当社取締役会が同意したものを除き、また市場取引、公開買付け等の具体的な買付方法の如何を問いません。以下、かかる買付行為を「大規模買付行為」といい、かかる買付行為を行う者を「大規模買付者」といいます。)に対する方針を決定し、公表しました。また、平成19年5月9日開催の取締役会において、本対応方針の一部修正を行うことを決定しました。また、本方針については、平成19年6月28日開催の定時株主総会で定款の変更を行い総会決議とする旨を定めております。

なお、本対応方針の概要は以下のとおりです。

1. 大規模買付けルールの必要性

当社取締役会は、公開会社として当社株式の自由な売買を認める以上、大規模買付行為に応じて当社株式の売却を行うか否かは、最終的には当社株式を保有する当社株主の皆様の判断に委ねられるべきものであると考えております。そのためには、大規模買付行為にあたり十分な情報が株主の皆様に提供されることが重要と考えます。従いまして、当社取締役会としては、株主の皆様の判断のために、大規模買付行為に関する情報が大規模買付者から提供された後、これを評価・検討し取締役会としての意見を取りまとめて開示します。また、必要に応じて、大規模買付者と交渉したり、株主の皆様へ代替案を提示することもあります。

当社の経営には、鉄鋼産業の一翼を担う鋼管の製造加工および販売などを行う企業としての豊富な経験、国内外の取引先および顧客等との間に築かれた長期的取引関係、全国に立地する各工場と地域社会との関係等への理解が不可欠です。これらに関する十分な理解なくしては、株主の皆様が将来実現することのできる株主価値を適正に判断することはできません。そのため、当社株式の適正な価値を投資家の皆様にご理解いただくよう、IR活動を通じて事業内容の適時開示に努めておりますが、突然大規模買付行為がなされたときに、大規模買付者の提示する当社株式の取得対価が妥当かどうかを株主の皆様が短期間の間に適切に判断されるためには、大規模買付者および当社取締役会の双方から適切かつ十分な情報が提供されることが不可欠です。さらに、当社株式をそのまま継続的に保有することを考えられる株主の皆様にとっても、大規模買付行為が当社に与える影響、当社の従業員、関連会社、取引先及び顧客等のステークホルダーとの関係など大規模買付後の経営方針や事業計画等は、重要な判断材料であります。同様に、当社取締役会が当該大規模買付行為についてどのような意見を有しているのかも、当社株主にとっては重要な判断材料となると考えます。

これらを考慮し、当社取締役会は、大規模買付行為に際しては、大規模買付者から事前に、株主の皆様の判断のために必要かつ十分な大規模買付行為に関する情報が提供されるべきである、という結論に至りました。当社取締役会は、かかる情報が提供された後、外部専門家等の助言を受けながら、大規模買付行為に対する当社取締役会としての意見の検討を速やかに開始し、慎重に検討したうえで意見を形成し大規模買付行為開始後に公表いたします。さらに、必要と認めれば大規模買付者の提案の改善についての交渉や当社取締役会としての株主の皆様に対する代替案の提示も行います。かかるプロセスを経ることにより、当社株主の皆様は、当社取締役会の意見を参考にしつつ、大規模買付者の提案と代替案が提示された場合にはその代替案を検討することが可能となり、最終的な、応否を自ら決定する機会を与えられることとなります。また、当社取締役会は、本方針の運用の適正性を確保するため大規模買付行為が行われる際に当社取締役会が行なう判断の公正性、透明性を担保するために、新たに「独立委員会」を設置いたしました。独立委員会は弁護士2名と当社社外監査役1名により構成されております。

以上の見解に基づき、当社取締役会は、大規模買付行為が、上記の見解を具体化した一定の合理的なルールに従って行われることが、当社及び当社株主全体の利益に合致すると考え、以下のような内容の事前の情報提供に関する一定のルール(以下、「大規模買付ルール」といいます。)を設定することといたしました。

2. 大規模買付けルールの内容

当社取締役会が設定する大規模買付けルールとは、

- (1) 事前に大規模買付者から当社取締役会に対して十分な情報が提供され、
 - (2) 当社取締役会による一定の評価期間が経過した後に大規模買付け行為を開始する、
- というものです。

具体的には、まず、大規模買付者には、当社取締役会に対して、当社株主の皆様への判断および当社取締役会としての意見形成のために十分な情報（以下、「本必要情報」といいます。）を提供していただきます。その項目の一部は以下のとおりです。

大規模買付者及びそのグループの概要（大規模買付者の事業内容、当社の事業と同種の事業についての経験等に関する情報を含みます。）

大規模買付け行為の目的及び内容

当社株式の取得対価の算定根拠及び取得資金の裏付け

大規模買付け行為完了後に意図する経営方針、事業計画、財務計画、資本政策、配当政策、資産活用策等（以下、「買付け後経営方針等」といいます。）

本必要情報の具体的内容は、大規模買付け行為の内容によって異なるため、大規模買付者が大規模買付けを行うとする場合には、まず当社代表取締役宛に、大規模買付者の名称、住所、設立準拠法、代表者の氏名、国内連絡先および提案する大規模買付け行為の概要を明示した大規模買付けルールに従う旨の意向表明書を提出いただくこととし、当社は、かかる意向表明書受領後10営業日以内に、大規模買付者から当初提供いただくべき本必要情報のリストを当該大規模買付者に交付します。

なお、当初提供していただいた情報を精査した結果、それだけでは不十分と認められる場合には、当社取締役会は、大規模買付者に対して本必要情報が揃うまで追加的に情報提供を求めます。大規模買付け行為の提案があった事実及び当社取締役会に提供された本必要情報は、当社株主の皆様への判断のために必要であると認められる場合には適切と判断する時点で、その全部又は一部を開示します。

次に、当社取締役会は、大規模買付け行為の評価等の難易度に応じ、大規模買付者が当社取締役会に対し本必要情報の提供を完了した後、60日間（対価を現金（円貨）のみとする公開買付けによる当社全株式の買付の場合）又は90日間（その他の大規模買付け行為の場合）を取締役会による評価、検討、交渉、意見形成、代替案のための期間（以下、「取締役会評価期間」といいます。）として与えられるべきものと考えます。従って、大規模買付け行為は、取締役会評価期間の経過後にのみ開始されるものとします。取締役会評価期間中、当社取締役会は提供された本必要情報を十分に評価・検討し、当社取締役会としての意見を慎重にとりまとめ、速やかに公表します。また、必要に応じ、大規模買付者との間で大規模買付け行為に関する条件改善について交渉し、当社取締役会として当社株主の皆様に対し代替案を提示することもあります。

3. 大規模買付け行為が為された場合の対応方針

- (1) 大規模買付者が大規模買付けルールを遵守した場合

当社取締役会は、仮に当該大規模買付け行為に反対であったとしても、当該買付け提案についての反対意見を表明したり、代替案を提示することにより、当社株主の皆様を説得するに留め、原則として当該大規模買付け行為に対する対抗措置はとりません。大規模買付者の買付け提案に応じるか否かは、当該買付け提案及び当社が提示する当該買付け提案に対する意見、代替案等をご考慮の上、当社株主の皆様にご判断いただくこととなります。もっとも、大規模買付けルールが遵守されている場合であっても、当該大規模買付け行為が当社株主全体の利益を著しく損なうと認められる場合には、当社取締役会は当社株主の皆様への利益を守るために適切と考える方策を取ることがあります。

下記に掲げる行為等により、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらす恐れのある買付け等である場合

- 1) 株券等を買占め、その株券等について当社に対して高値で買取を要求する行為
- 2) 当社の経営を一時的に支配して、当社の重要な資産等を廉価に取得する等、当社の犠牲の下に買付け等の利益を実現する経営を行うような行為
- 3) 当社の資産を買付け者やそのグループ会社等の担保や弁済原資として流用する行為
- 4) 当社の経営を一時的に支配して、当社の事業に当面関係していない高額資産等を処分させ、その処分利益をもって、一時的な高配当をさせるか、一時的な高配当による株価の急上昇の機会をねらって高値で売り抜ける行為

強圧的二段階買付（最初の買付で全株式の買付を勧誘することなく、二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付等の株式買付を行うことを指します。）等株主に株式の売却を事実上強要する恐れのある買付等である場合

当社取締役会に、当該買付等に対する代替案を提示するために合理的に必要な期間を与えない買付等である場合

買付等の条件（買付等の対価の価額・種類、買付等の時期、買付等の方法の適法性、買付等および関連する取引の実現可能性、買付等の後の経営方針・事業計画、および買付等の後における当社の他の株主、従業員、取引先その他の当社に係る利害関係者に対する対応方針等を含む。）が当社の本源的価値に鑑み、著しく不十分または不適当な買付である場合

当社の企業価値を生み出す上で必要不可欠な当社の従業員、取引先等との関係、または当社の企業文化を破壊することなどにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に反する重大な恐れをもたらす買付等である場合

当該大規模買付行為が当社株主全体の利益を著しく損なうか否かの検討及び判断については、その客観性及び合理性を担保するため、当社取締役会は、大規模買付者の提供する買付後経営方針等を含む本必要情報に基づいて、独立委員会の勧告を最大限尊重しながら当該大規模買付者及び大規模買付行為の具体的内容（目的、方法、対象、取得価格の種類・金額等）や当該大規模買付行為が当社株主全体の利益に与える影響を検討した上で決定することといたします。

（２）大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合

大規模買付者により、大規模買付ルールが遵守されなかった場合および当社株主に対して、必要情報その他買付等の内容を判断するために合理的に必要とされる情報が提供されず、または提供された場合であっても著しく不十分な提供である場合には、具体的な買付方法の如何にかかわらず、当社取締役会は、当社及び当社株主全体の利益を守ることを目的として、独立委員会の勧告を最大限尊重して株式分割、新株予約権の発行等、会社法その他の法律及び当社定款が当社取締役会の権限として認めるものを行わせ、大規模買付行為の開始に対抗する場合があります。具体的にいかなる手段を講じるかについては、その時点で最も適切と当社取締役会が判断したものを選択することとします。但し、当社取締役会が具体的対抗策として一定の基準日現在の株主に対し株式分割を行うことを選択した場合には、株式分割1回につき当社株式1株を最大5株に分割する範囲内において分割比率を決定するものとします。また、具体的対抗措置として新株予約権の無償割当てにより新株予約権を発行する場合の概要は別紙に記載のとおりですが、実際に新株予約権を発行する場合は、一定割合以上の当社株券等を保有する特定株主グループに属さない事行使条件とするなど、対抗措置としての効果を勘案した行使期間及び行使条件を設ける事があります。

4. 株主・投資家に与える影響等

（１）大規模買付ルールが株主投資家に与える影響等

大規模買付ルールは、当社株主の皆様が大規模買付行為に応じるか否かを判断されるために必要な情報や、現に当社の経営を担っている当社取締役会の意見を提供し、更には、当社株主の皆様が代替案の提示を受ける機会を保障することを目的としています。これにより、当社株主の皆様は、十分な情報のもとで、大規模買付行為に応じるか否かについて適切な判断をされることが可能となり、そのことが当社株主全体の利益の保護につながるものと考えます。従いまして、大規模買付ルールの設定は、当社株主および投資家の皆様が適切な投資判断をされる上での前提となるものであり、当社株主および投資家の皆様の利益に資するものであると考えております。

なお、上記3.において述べたとおり、大規模買付行為者が大規模買付ルールを遵守するか否かにより大規模買付行為に対する当社の対応方針が異なりますので、当社株主および投資家の皆様におかれましては、大規模買付行為者の動向にご注意ください。

(2) 対抗措置発動時に株主・投資家に与える影響等

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しなかった場合には、当社取締役会は当社及び当社株主全体の利益を守ることを目的として、会社法その他の法律及び当社定款により当社取締役会の権限として認められている対抗措置を取る場合がありますが、当社株主の皆様（大規模買付ルールに違反した大規模買付者を除きます。）が法的権利又は経済的側面において損失を被るような事態は想定しておりません。当社取締役会が具体的対抗措置をとることを決定した場合には、法令及び証券取引所規則に従って、適時適切な開示を行います。なお、対抗措置として考えられるもののうち、株式分割及び新株予約権の発行についての当社株主の皆様に関わる手続については、次のとおりとなります。株式分割を行う場合には、当社株主の皆様にとりまして必要となる手続は特にありません。但し、名義書換未了の当社株主の皆様に関しましては、別途当社取締役会が決定し公告する株式分割基準日まで、名義書換を完了していただく必要があります。新株予約権の発行につきましては、新株予約権を取得するために所定の期間内に行使価額の払込みを完了していただく必要があります。かかる手続の詳細につきましては、実際に新株予約権を発行する際に、法令に基づき別途お知らせ致します。但し、名義書換未了の当社株主の皆様に関しましては、新株予約権を取得するためには、別途当社取締役会が決定し公告する新株予約権の割当期日までに、名義書換を完了していただく必要があります。なお、割当期日や新株予約権の無償割当ての効力発生後においても、例えば、買付者等が買付等を撤回した等の事情により、当該新株予約権の行使期間開始日の前日までに、当社取締役会が当該新株予約権の発行の中止または発行した新株予約権の無償取得を行う場合には、1株当たりの株式の価値の希釈化は生じません。従い、当該新株予約権の無償割当てに係る権利落ち日以降に当社株式の価値の希釈化が生じることを前提に売買を行った株主または投資家の皆様は、株価の変動により不測の損害を被る可能性があります。

5. 大規模買付ルールの有効期限

本方針につき株主の皆様のご意向を反映されることが適切であると判断いたしましたので、平成19年6月開催の定時株主総会において本方針を議案としてお諮りいたし、承認をいただきましたので、大規模買付ルールの有効期間は、平成19年6月の定時株主総会終結の時から3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとなりました。

但し、有効期間の満了前であっても当社取締役会の決議により大規模買付ルールを廃止することがあります。また、有効期間中に大規模買付ルールの修正または変更する場合があります。大規模買付ルールが廃止、修正または変更がなされた場合には、その内容につき速やかに情報開示を行います。

注1：特定株主グループとは、当社の株券等（金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいいます。）の保有者（同法第27条の23第1項に規定する保有者をいい、同条第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます。）及びその共同保有者（同法第27条の23第5項に規定する共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます。）ならびに当社の株券等（同法第27条の2第1項に規定する株券等をいいます。）の買付け等（同法第27条の2第1項に規定する買付け等をいい、取引所有価証券市場において行われるものを含みます。）を行う者およびその特別関係者（同法第27条の2第7項に規定する特別関係者をいいます。）を意味します。

注2：議決権割合とは、特定株主グループの具体的な買付方法に応じて、()特定株主グループが当社の株券等の保有者およびその共同保有者である場合の当該保有者の株券等保有割合（同法第27条の23第4項に規定する株券等保有割合をいいます。この場合においては、当該保有者の共同保有者の保有株券等の数（同項に規定する保有株券等の数をいいます。）も計算上考慮されるものとします。）又は、()特定株主グループが当社の株券等の大規模買付者およびその特別関係者である場合の当該大規模買付者および当該特別関係者の株券等保有割合（同法第27条の2第8項に規定する株券等保有割合をいいます。）の合計とします。各株券等保有割合の算出にあたっては、総議決権（同法第27条の2第8項に規定するものをいいます。）および発行済株式の総数（同法第27条の23第4項に規定するものをいいます。）は、有価証券報告書、半期報告書および自己株券買付状況報告書のうち直近に提出されたものを参照することができるものとします。

注3：「株券等」とは、金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等を意味します。

(4) 研究開発活動

当第1四半期連結会計期間におけるグループ全体の研究開発費の総額は27百万円であります。なお、第1四半期連結会計期間において、当社グループの研究開発活動の重要な変更はありません。

(5) 財政状態

当第1四半期末の総資産は、前連結会計年度に比べて、253億6千3百万円増加し、2,903億4千5百万円となりました。主な内容は、現金及び預金の減少39億8千7百万円に対して、主としてサン・スチール・ジョイント・ストック・カンパニーを新たに新規連結したことにより、売掛金が32億4千9百万円増加、たな卸資産が59億5千3百万円増加し、流動資産合計で44億2千2百万円増加しております。

一方、固定資産についても、主として上述の新規連結に伴い有形固定資産が85億5千4百万円増加しております。レビット・チュ・ブ・カンパニーLLCの持分取得や株式の時価上昇などにより投資有価証券が109億8百万円増加したことにより投資その他の資産も112億4千6百万円増加し、固定資産合計で209億4千1百万円の増加となりました。

流動負債が132億2千2百万円増加しておりますが、主として上述の新規連結に伴い短期借入金が増加したことから、流動負債も増加しております。また、株式の時価上昇により投資有価証券の時価評価に関わる繰延税金負債の増加などにより固定負債も36億1千5百万円増加したため、負債合計は168億3千7百万円増加し、525億9千8百万円となっております。

純資産につきましては、主として配当金の支払29億6百万円に対して、四半期純利益46億5千万円などにより株主資本が17億3千9百万円増加し、その他有価証券評価差額金の増加などにより評価・換算差額等が29億2千7百万円増加し、上述の新規連結に伴い少数株主持分が38億5千9百万円増加したことにより、純資産合計は85億2千6百万円増加し、2,377億4千7百万円となっております。なお、自己株式の消却により自己株式が100億9百万円減少しましたが、利益剰余金が100億4百万円、資本剰余金が5百万円それぞれ減少し、純資産合計には影響はありません。

第3 【設備の状況】

(1) 主要な設備の状況

当第1四半期連結会計期間において、サン・スチール・ジョイント・ストック・カンパニーが連結子会社となったため、同社の工場（ベトナム国ビンドン省）が、新たに当社グループの主要な設備となりました。当該設備の状況は、次のとおりであります。

平成20年6月30日現在

会社名 (所在地)	事業の種類別 セグメントの 名称	設備の内容	帳簿価額(百万円)				従業員数 (人)
			建物 及び構築物	機械装置 及び運搬具	その他	合計	
サン・スチール・ ジョイント・ストッ ク・カンパニー (Binh Duong Province, Vietnam)	鋼管事業	溶接鋼管製造	163	854	-	1,018	198
	表面処理鋼 板事業	鍍金・カラー 鋼板製造	739	3,680	-	4,420	175
	その他	コイルセン ター他	452	1,611	10	2,074	250

(2) 設備の新設、除却等の計画

第1四半期連結会計期間において、新たに確定した重要な設備の新設計画は、次のとおりであります。

会社名 (所在地)	事業の種類別 セグメントの 名称	設備の内容	投資予定額		資金調達方法	着手年月	完了予定 年月
			総額 (百万円)	既支払額 (百万円)			
サン・スチール・ ジョイント・ストッ ク・カンパニー (Binh Duong Province, Vietnam)	鋼管事業	溶接鋼管製造	3,200	-	借入金	平成20年 5月	平成21年 12月

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	200,000,000
計	200,000,000

【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間 末現在発行数(株) (平成20年6月30日)	提出日現在 発行数(株) (平成20年8月8日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	94,000,000	94,000,000	東京証券取引所 (市場第一部) 大阪証券取引所 (市場第一部)	
計	94,000,000	94,000,000		

(注) 「提出日現在発行数」欄には平成20年8月1日からこの四半期報告書提出日までの新株予約権の行使(旧商法に基づき発行された転換社債の転換を含む。)により発行された株式数は含まれておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

旧商法に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

株主総会の特別決議日(平成17年6月29日)

	第1四半期会計期間末現在 (平成20年6月30日)
新株予約権の数(個)	7(注)
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	7,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり1
新株予約権の行使期間	平成17年7月8日～平成37年7月7日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の 発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1株当たり1 資本組入額 1株当たり1
新株予約権の行使の条件	新株予約権を割り当てられた取締役(以下「新株予約権者」という。)は、当社の取締役を退任した日の翌日(以下「権利行使開始日」という。)から、当該権利行使開始日より10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を行使できる。 その他の権利行使の条件は、平成17年6月29日の開催の当社第71回定時株主総会決議および新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約の定めるところとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは、取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みにに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

(注) 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1,000株であります。

株主総会の特別決議日（平成18年6月29日）

	第1四半期会計期間末現在 (平成20年6月30日)
新株予約権の数(個)	111(注)
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	11,100
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり1
新株予約権の行使期間	平成18年11月10日～平成38年11月9日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1株当たり1 資本組入額 1株当たり1
新株予約権の行使の条件	新株予約権を割り当てられた取締役(以下「新株予約権者」という。)は、当社の取締役を退任した日の翌日(以下「権利行使開始日」という。)から、当該権利行使開始日より10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を行使できる。 その他の権利行使の条件は、平成18年6月29日の開催の当社第72回定時株主総会決議および新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約の定めるところとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは、取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

(注) 新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株であります。

会社法に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

取締役会の決議日（平成19年8月7日）

	第1四半期会計期間末現在 (平成20年6月30日)
新株予約権の数(個)	71(注)
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	7,100
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり1
新株予約権の行使期間	平成19年9月11日～平成39年9月10日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1株当たり1 資本組入額 1株当たり1
新株予約権の行使の条件	新株予約権を割り当てられた取締役(以下「新株予約権者」という。)は、当社の取締役を退任した日の翌日(以下「権利行使開始日」という。)から、当該権利行使開始日より10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を行使できる。 その他の権利行使の条件は、平成19年8月7日の開催の当社取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約の定めるところとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは、取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

(注) 新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株であります。

(3) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成20年4月15日(注)	4,267	94,000		9,595		14,631

(注) 自己株式の消却によるものであります。

(5) 【大株主の状況】

当第1四半期会計期間において、スティール・パートナーズ・ジャパンストラテジック・ファンド・(オフショア)・エル・ピー他2社の代理人である渥美総合法律事務所・外国法共同事業から平成20年6月6日付けで大量保有報告書の変更報告書の提出があり、平成20年5月30日現在で以下の株式を保有している旨の報告を受けておりますが、当社として当第1四半期会計期間末現在における実質所有株式の確認ができておりません。

なお、大量保有報告書の内容は次のとおりであります。

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合(%)
スティール・パートナーズ・ジャパン・ストラテジック・ファンド・(オフショア)・エル・ピー	P.O. Box 2681 GT, Century Yard, 4th Floor, Cricket Square, Hutchins Drive, George Town, Grand Cayman, Cayman Islands, British West Indies	12,899	13.72
リバティ・スクエア・アセット・マネジメント・エル・ピー	Corporation Trust Center, 1209 Orange Street, Country of Newcastle, Wilmington, Delaware 19801, U.S.A	444	0.47
合計		13,344	14.20

(6) 【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日（平成20年3月31日）に基づく株主名簿による記載をしております。

【発行済株式】

平成20年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 8,843,800		
完全議決権株式(その他)	普通株式 89,339,600	893,396	
単元未満株式	普通株式 83,797		
発行済株式総数	98,267,197		
総株主の議決権		893,396	

- (注) 1. 「完全議決権株式(その他)」欄の普通株式には、証券保管振替機構名義の株式が1,600株（議決権16個）が含まれております。
2. 「単元未満株式」欄の普通株式には、当社所有の自己株式25株が含まれております。
3. 平成20年4月15日付で、自己株式の消却を4,267,197株実施しておりますが、株式数から控除しておりません。

【自己株式等】

平成20年3月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数(株)	他人名義 所有株式数(株)	所有株式数 の合計(株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 丸一鋼管株式会社	大阪市西区北堀江 三丁目9番10号	8,843,800		8,843,800	9.00
計		8,843,800		8,843,800	9.00

(注) 平成20年4月15日付で、自己株式の消却を4,267,197株実施しておりますが、所有株式数から控除しておりません。

2 【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成20年4月	5月	6月
最高(円)	3,780	3,850	3,680
最低(円)	3,230	3,490	3,260

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

3 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当四半期報告書の提出日までにおいて、役員の異動はありません。

第5 【経理の状況】

1 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第64号。以下「四半期連結財務諸表規則」という。)に基づいて作成しております。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当第1四半期連結累計期間(平成20年4月1日から平成20年6月30日まで)に係る四半期連結財務諸表について、あずさ監査法人による四半期レビューを受けております。

1 【四半期連結財務諸表】

(1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	当第1四半期 連結会計期間末 (平成20年6月30日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成20年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	30,432	34,420
受取手形及び売掛金	38,510	34,180
有価証券	5,336	2,004
製品	7,494	5,633
原材料	15,011	10,976
貯蔵品	1,409	1,353
その他	2,984	8,026
貸倒引当金	182	18
流動資産合計	100,996	96,574
固定資産		
有形固定資産	60,721	52,166
無形固定資産		
のれん	1,129	-
その他	805	794
無形固定資産合計	1,935	794
投資その他の資産		
投資有価証券	123,311	112,402
その他	3,382	3,045
貸倒引当金	1	2
投資その他の資産合計	126,692	115,445
固定資産合計	189,349	168,407
資産合計	290,345	264,981
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	18,599	15,872
短期借入金	8,209	-
未払法人税等	3,291	3,224
賞与引当金	466	908
役員賞与引当金	6	72
その他	8,344	5,617
流動負債合計	38,919	25,696
固定負債		
長期借入金	761	-
退職給付引当金	3,765	3,803
役員退職慰労引当金	77	122
繰延税金負債	8,475	5,674
その他	599	462
固定負債合計	13,678	10,063
負債合計	52,598	35,760

(単位：百万円)

	当第1四半期 連結会計期間末 (平成20年6月30日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成20年3月31日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	9,595	9,595
資本剰余金	15,821	15,827
利益剰余金	184,313	192,572
自己株式	10,740	20,745
株主資本合計	198,989	197,249
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	18,065	13,684
為替換算調整勘定	2,380	926
評価・換算差額等合計	15,684	12,757
新株予約権	42	42
少数株主持分	23,031	19,171
純資産合計	237,747	229,221
負債純資産合計	290,345	264,981

(2) 【四半期連結損益計算書】
【第1四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	当第1四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年6月30日)
売上高	36,969
売上原価	26,938
売上総利益	10,031
販売費及び一般管理費	2,541
営業利益	7,489
営業外収益	
受取利息	131
受取配当金	596
持分法による投資利益	263
その他	260
営業外収益合計	1,250
営業外費用	
支払利息	95
不動産賃貸費用	60
その他	52
営業外費用合計	207
経常利益	8,532
特別利益	
その他	1
特別利益合計	1
特別損失	
固定資産除却損	16
投資有価証券売却損	158
その他	6
特別損失合計	181
税金等調整前四半期純利益	8,352
法人税等	3,224
少数株主利益	477
四半期純利益	4,650

(3) 【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

当第1四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年6月30日)	
営業活動によるキャッシュ・フロー	
税金等調整前四半期純利益	8,352
減価償却費	1,042
のれん償却額	59
受取利息及び受取配当金	727
支払利息	95
持分法による投資損益（は益）	263
有価証券及び投資有価証券売却損益（は益）	158
売上債権の増減額（は増加）	2,708
たな卸資産の増減額（は増加）	3,053
仕入債務の増減額（は減少）	2,294
その他	16
小計	5,266
利息及び配当金の受取額	771
利息の支払額	95
法人税等の支払額	3,281
営業活動によるキャッシュ・フロー	2,661
投資活動によるキャッシュ・フロー	
定期預金の増減額（は増加）	73
有価証券の売却による収入	1,263
投資有価証券の取得による支出	756
投資有価証券の売却による収入	1,847
関係会社株式の取得による支出	9,522
有形及び無形固定資産の取得による支出	978
有形及び無形固定資産の売却による収入	31
その他	2
投資活動によるキャッシュ・フロー	8,186
財務活動によるキャッシュ・フロー	
短期借入金の純増減額（は減少）	2,693
長期借入金の返済による支出	134
自己株式の売却による収入	0
自己株式の取得による支出	5
配当金の支払額	2,608
少数株主への配当金の支払額	97
財務活動によるキャッシュ・フロー	151
現金及び現金同等物に係る換算差額	707
現金及び現金同等物の増減額（は減少）	6,383
現金及び現金同等物の期首残高	36,881
新規連結に伴う現金及び現金同等物の増加額	1,057
現金及び現金同等物の四半期末残高	31,555

【四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】

	当第1四半期連結会計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年6月30日)
1. 連結の範囲に関する事項の変更	<p>(1) 連結の範囲の変更 サン・スチール・ジョイント・ストック・カンパニーは、持分の追加取得により、前連結会計年度末においては持分法適用非連結子会社でありましたが、みなし取得日である当第1四半期連結会計期間より連結子会社となっております。</p> <p>(2) 変更後の連結子会社の数 7社</p>
2. 持分法の適用に関する事項の変更	<p>(1) 持分法適用非連結子会社の変更 サン・スチール・ジョイント・ストック・カンパニーは、持分の追加取得により、前連結会計年度末においては持分法適用非連結子会社として持分法を適用してありましたが、みなし取得日である当第1四半期連結会計期間より連結子会社となり、持分法の適用から除外しております。</p> <p>(2) 変更後の持分法適用非連結子会社数 該当する非連結子会社はありません。</p>
3. 会計処理基準に関する事項の変更	<p>(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法の変更 たな卸資産 通常の販売目的で保有するたな卸資産については、従来、主として総平均法による低価法によっておりましたが、当第1四半期連結会計期間から「棚卸資産の評価に関する会計基準（企業会計基準 第9号 平成18年7月5日）が適用されたことに伴い、主として総平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法）により算定しております。なお、この変更による影響額は軽微であります。</p> <p>(2) 「連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い」の適用 当第1四半期連結会計期間より、「連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い」（実務対応報告第18号 平成18年5月17日）を適用し、連結決算上必要な修正を行っております。なお、この変更による影響額はありません。</p>

【四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理】

	当第1四半期連結会計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年6月30日)
税金費用の計算	税金費用については、当第1四半期連結会計期間を含む連結会計年度の税引前当期純利益に対する税効果適用後の実効税率を合理的に見積り、税引前四半期純利益に当該見積実効税率を乗じて計算しております。なお、法人税等調整額は、法人税等を含めて表示しております。

【追加情報】

当第1四半期連結会計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年6月30日)
(有形固定資産の耐用年数の変更) 当社の機械装置の一部について、法人税法の改正に伴い、当第1四半期連結会計期間より耐用年数を7年から5年に変更しております。 この変更に伴い、従来の方法によった場合に比べ、営業利益、経常利益及び税金等調整前四半期純利益は、それぞれ2千9百万円減少しております。

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

当第1四半期連結会計期間末 (平成20年6月30日)	前連結会計年度末 (平成20年3月31日)								
<p>1.有形固定資産の減価償却累計額は、74,187百万円であります。</p> <p>2.提出会社は関係会社丸一金属制品(佛山)有限公司の資金調達について、経営指導念書を差入れております。</p> <p>3.担保資産 担保に供されている資産で、前連結会計年度の末日に比べて著しい変動が認められるものは、次のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">現金及び預金</td> <td style="text-align: right;">157百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">原材料</td> <td style="text-align: right;">490百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">有形固定資産</td> <td style="text-align: right;">5,816百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 40px;">計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">6,464百万円</td> </tr> </table>	現金及び預金	157百万円	原材料	490百万円	有形固定資産	5,816百万円	計	6,464百万円	<p>1.有形固定資産の減価償却累計額は、71,208百万円であります。</p> <p>2.提出会社は関係会社サン・スチール・サン・スチール・ジョイント・ストック・カンパニー及び丸一金属制品(佛山)有限公司の資金調達について、経営指導念書を差入れております。</p> <p>3.</p>
現金及び預金	157百万円								
原材料	490百万円								
有形固定資産	5,816百万円								
計	6,464百万円								

(四半期連結損益計算書関係)

当第1四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年6月30日)	
販売費及び一般管理費の主なもの	
発送費	1,198百万円
賞与引当金繰入額	147百万円

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第1四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年6月30日)	
現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係	
現金及び預金	30,432百万円
預入期間が3ヶ月を超える定期預金	3,483百万円
取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資	4,606百万円
現金及び現金同等物	31,555百万円

(株主資本等関係)

当第1四半期連結会計期間末(平成20年6月30日)及び当第1四半期連結累計期間(自平成20年4月1日至平成20年6月30日)

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	当第1四半期 連結会計期間末
普通株式	94,000,000株

2 自己株式に関する事項

株式の種類	当第1四半期 連結会計期間末
普通株式	4,578,055株

3 新株予約権等に関する事項

ストック・オプションとしての新株予約権

新株予約権の当第1四半期連結会計期間末残高 親会社 42百万円

4 配当に関する事項

配当金支払額

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成20年5月9日 取締役会	普通株式	利益剰余金	2,906	32.50	平成20年3月31日	平成20年6月30日

5 株主資本の金額の著しい変動

当社は平成20年4月7日開催の取締役会において、会社法第178条規定に基づき、自己株式の消却を決議し、同月15日に4,267,197株の消却を行いました。これにより、四半期連結貸借対照表の純資産の部の株主資本における自己株式が10,009百万円減少(株主資本の増加)し、利益剰余金が10,004百万円、資本剰余金が5百万円それぞれ減少しております(株主資本合計には影響ありません)。

(セグメント情報)

【事業の種類別セグメント情報】

当第1四半期連結累計期間(自平成20年4月1日至平成20年6月30日)

	鋼管事業 (百万円)	表面処理鋼板 事業(百万円)	その他 (百万円)	計 (百万円)	消去又は 全社(百万円)	連結 (百万円)
売上高	30,718	4,896	1,354	36,969		36,969
営業利益	7,214	272	139	7,626	136	7,489

(注) 1 事業は製品の系列及び市場の類似性を考慮して区分しております。

2 各区分に属する主な製品

事業区分	主要製品
鋼管事業	構造用溶接鋼管、建築用溶接鋼管、配管用溶接鋼管
表面処理鋼板事業	鍍金コイル、カラーコイル
その他	棒鋼、照明柱

【所在地別セグメント情報】

当第1四半期連結累計期間(自平成20年4月1日至平成20年6月30日)

	日本 (百万円)	北米 (百万円)	アジア (百万円)	計 (百万円)	消去又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高	30,544	2,303	4,152	37,000	31	36,969
営業利益	6,934	288	266	7,489		7,489

(注) 1 事業は製品の系列及び市場の類似性を考慮して区分しております。

2 区分に属する主な国又は地域

北米・・・米国

アジア・・・ベトナム

【海外売上高】

当第1四半期連結累計期間(自平成20年4月1日至平成20年6月30日)

	北米	アジア・ オセアニア	その他	計
海外売上高(百万円)	2,413	4,289	413	7,115
連結売上高(百万円)				36,969
連結売上高に占める 海外売上高の割合(%)	6.5	11.6	1.1	19.2

(注) 1 各区分に属する主な国又は地域

北米・・・・・・・・米国、カナダ

アジア・オセアニア・・・ベトナム、カンボジア、インドネシア、マレーシア、オーストラリア

その他・・・・・・・・中東

2 海外売上高は、当社及び連結子会社の本邦以外の国又は地域における売上高であります。

3 区分の変更

従来、アジア・オセアニアは、「その他」に含めて表示しておりましたが、当第1四半期累計期間より連結売上高に占める割合が増加したため、区分掲記することといたしました。

(1株当たり情報)

1 1株当たり純資産額

当第1四半期連結会計期間末 (平成20年6月30日)	前連結会計年度末 (平成20年3月31日)
2,400.69円	2,348.46円

(注) 1株当たり純資産額の算定上の基礎は次のとおりである。

項目	当第1四半期連結会計期間末 (平成20年6月30日)	前連結会計年度末 (平成20年3月31日)
純資産の部の合計額(百万円)	237,747	229,221
普通株式に係る純資産額(百万円)	214,674	210,007
差額の主な内訳(百万円)		
新株予約権	42	42
少数株主持分	23,031	19,171
普通株式の発行済株式数(千株)	94,000	98,267
普通株式の自己株式数(千株)	4,578	8,843
1株当たり純資産額の算定に用いられた普通株式の数(千株)	89,421	89,423

2. 1株当たり四半期純利益金額等

当第1四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年6月30日)	
1株当たり四半期純利益金額	52.01円
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額	52.00円

(注) 1株当たりの四半期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当第1四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年6月30日)
1株当たり四半期純利益金額	
四半期純利益(百万円)	4,650
普通株主に帰属しない金額(百万円)	
普通株式に係る四半期純利益(百万円)	4,650
期中平均株式数(千株)	89,422
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額	
四半期純利益調整額(百万円)	
普通株式増加数(千株)	25
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含まれなかった潜在株式で、前連結会計年度末からの重要な変動があったものの概要	

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2 【その他】

該当事項はありません

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成20年 8 月 8 日

丸一鋼管株式会社
取締役会 御中

あずさ監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 北 山 久 恵 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 三 浦 洋 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 辰 巳 幸 久 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている丸一鋼管株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの連結会計年度の第1四半期連結累計期間(平成20年4月1日から平成20年6月30日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、丸一鋼管株式会社及び連結子会社の平成20年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

注1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管している。

注2 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていない。